

第1章

計画の概要



1 計画策定の趣旨

男女平等の実現をめざす取組は、国際社会の抱える重要な課題のひとつとして国際連合を中心に世界的に推進されてきました。国の「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけています。

鶴ヶ島市では、平成9年（1997年）、市の男女共同参画に関する施策を総合的に実施するための行動計画として「つるがしま男女共同参画プラン」を策定しました。それから5年毎に計画を見直し、市の男女共同参画の推進に取り組んできました。

平成22年（2010年）には、男女が共に、平等に、生き生きと暮らせる男女共同参画社会を、市民と市が一体となって築くために「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」を制定しました。条例制定後の平成23年（2011年）度に策定した「つるがしま男女共同参画推進プラン（第4次）」では、条例で定めた6つの基本理念を計画の基本理念に据え、鶴ヶ島市の男女共同参画を推進してきました。

この第4次プランは平成28年（2016年）度をもって計画期間が終了します。そのため、これまでの取組から必要なものを継承するとともに新たな課題に適切に対応し、平成29年（2017年）度から5年間の本市の男女共同参画をさらに着実に推進していくために、「つるがしま男女共同参画推進プラン（第5次）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

- ① 本計画は、「男女共同参画社会基本法※」第14条第3項及び「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」第10条の規定に基づき、市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画です。
- ② 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び埼玉県「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して策定したものです。
- ③ 本計画の基本目標「ワーク・ライフ・バランスの推進」に含まれる施策3から8までは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で市が定めるよう努めるものとしている「鶴ヶ島市女性活躍推進計画」にあたります。
- ④ 本計画の基本目標「すこやかで安心できる安全な暮らしの実現」に含まれる施策11から14までは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」で市が定めるよう努めるものとしている「鶴ヶ島市DV対策基本計画」にあたります。
- ⑤ 本計画は、「第5次鶴ヶ島市総合計画（後期基本計画）」の個別計画として位置づけられるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年（2017年）度から平成33年（2021年）度までの5年間とします。

